

○浄化槽設置整備事業に係る既成底板コンクリートの使用について

板倉町 住民環境課 環境下水道係

浄化槽設置整備事業(補助事業)に既成底板コンクリート基礎(以下、P C板という。)を使用可能です。

浄化槽の基礎等の構造は、原則として、砕石基礎、捨てコンクリート、鉄筋コンクリートとしますが、下記の条件を満たす場合は、P C板の使用を認めます。

記

- 1 P C板の仕様は以下のとおりとする。
 - ・厚 さ：100mm以上
 - ・鉄筋量：D10以上、@200mm以内
 - ・強 度：18N/mm²以上
 - ・大きさ：設置する浄化槽の底幅（縦・横とも）以上

- 2 補助金交付申請時に以下の書類を提出すること。
 - ・セメント試験成績表
 - ・骨材試験成績表
 - ・鋼材検査証明書
 - ・製品配筋図
 - ・試験荷重計算書

- 3 現地調査、実績報告書の提出について
現地調査(中間)時に、浄化槽本体とP C板を合わせて確認します。
実績報告書には、以下の状況写真等を添付すること。
 - ・製品全体の板厚・寸法が確認できるもの
 - ・設置後の水平が取れていることが確認できるもの
 - ・製造番号等が確認できるもの
 - ・P C板の出荷証明書又は納品書のコピーなど

- 4 施工上の留意事項
 - ・砕石基礎の厚さは100mm以上で、設置するP C板の大きさ以上とする。
 - ・水平については、砂やモルタル材を使用し正確に施工すること。